

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業  
学生と学び合う、ファシリテーション講座事業  
実施に関する協働協定書

彩魂 ～埼玉×NPO×ワカテネットワーク(代表 田中虎男)(以下「甲」という。)とさいたま市(以下「乙」という。)は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業(以下「推進助成事業」という。)の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

(目的及び目標)

第1条 推進助成事業は、まちづくりに関心を持つ市民を増やすとともに、本市の将来を担う人材を育成し、市民力を向上させ、地域課題の解決を図ることを目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 講座を通じて市民ファシリテーターを育成すること。
- (2) 市民と市民、市民と行政といった対話の場づくりを行うこと。

(相互理解と対等の原則)

第2条 甲と乙は、双方の能力、立場、特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

(役割分担)

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。



事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業PR	1.各メディアへの掲載依頼 2.チラシ・ポスターの配布 (各学校・公共施設等) 3.ホームページやSNSによる 広報	1.市報への掲載依頼 2.チラシ・ポスターの配布 (各学校・公共施設等) 3.市ホームページによる広報 4.サポートセンターを利用したPR 5.市職員への告知
(2)事業実施 準備	1.実施体制の構築 2.講座内容についての協議 3.講座資料の作成 4.参加者の募集 5.ボランティアの募集 6.参加者・団体との連絡調整 7.チラシ・ポスターの作成	1.講座内容についての協議 2.さいたま市民ファシリテーターへ の事業協力に係る連絡 3.参加者の募集に係る協力 4.ボランティアの募集に係る協力 5.会場の確保
(3)事業実施	1.講座の運営 2.市民ファシリテーター等 ボランティアの活動統括 3.報告書の作成	1.講座の運営 2.講座終了証及びボランティア 証明書の発行

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ 推進助成事業を実施するために作成した資料
- エ 推進助成事業を記録した資料
- オ この事業で得る成果物

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ 推進助成事業を実施するために作成した資料

- エ 推進助成事業を記録した資料
- オ この事業で得る成果物

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から開始し、推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和元年5月9日

甲 彩魂 ～埼玉×NPO×ワカテネットワーク  
代表 田中虎男

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
乙 さいたま市  
さいたま市長 清水 勇

